

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

豊かな自然と地域の魅力が奏でるまち はんのう再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

埼玉県、飯能市

3 地域再生計画の区域

飯能市全域

4 地域再生計画の目標

(1) 飯能市の概要

飯能市は都心から 50 k m 圏内に位置し、自然が残る豊かな環境に恵まれた良好な住環境と西武池袋線飯能駅・J R 八高線東飯能駅の両駅が所在する都市機能を有した中心市街地などが融和した「奥武蔵の玄関・飯能」として発展してきました。

平成 16 年 6 月には、環境省から里地里山の身近な自然、地域の産業や生活文化を活用した取り組みを行うエコツーリズムの推進モデル事業地区として指定を受け、自然と共存する美しい地域づくりを展開しています。

また、平成 17 年 1 月 1 日に名栗村と合併し、さらに広大な森林と魅力的な観光資源を有する新たな市に生まれ変わるとともに、同年 4 月に「森林文化都市」を宣言し、人と森林との日常的・多面的な関わりを通して、自然と都市機能の調和したうるおい豊かなまちの創造をめざして取り組んでいます。

(2) 飯能市における地域を取り巻く状況

本市の森林面積は、市域の約 76% を占めており、この広大な森林の多くは、杉や桧を中心とした植林が盛んに行われ、江戸時代から「西川材」の産地として歴史ある地場材とともに人々の暮らしが営まれてきました。

この「西川材」は、地場材としての木材生産をはじめ、国土の保全や水源のかん養、土砂災害等の防止機能に加え、近年では、地球温暖化防止や動植物の多様性の保全、人々の健康維持、文化・教育など、多様な機能への期待が高まっており、この豊かな森林や清流などの自然環境や地域資源に恵まれたなかで、「ゆとり」や「やすらぎ」を求める新たな価値観が生まれつつあります。

一方、宅地地域において、駅周辺の中心市街地には中小の商業店舗が営業しており、それを取り巻くように居住地域が広範囲に建ち並んでいます。また、郊外にはロードサイド型の商業施設等が数多く立地しています。

(3) 飯能市の課題

近年の林業に関する状況は、外材の大量輸入による木材価格の低迷などにより、林業経営に大きな打撃が続いています。そのため、林業関係者の経営意欲の低下をはじめ、林業従事者の高齢化や減少などの影響もあり、育林等の管理の行き届かない森林の荒廃が進んでいる中、適切な森林の維持管理をはじめ、木材の搬出などに欠かすことのできない林道の整備は、たいへん重要な課題です。

また、本市の山間地域では、市街地や他市への通勤・通学をはじめ、買い物や通院などの日常生活において、地理的条件や道路網の整備不足などの要因から利便性を欠き、若者等の流出による少子高齢化が進行し、今後の地域コミュニティの維持の面で大きな不安を抱えています。さらに、これらの地域では、高齢者の増加により交通の安全性を確保するうえで道路網の整備は重要な施策であり、安全で安心して暮らすことのできる快適なまちづくりを推進する観点から大きな課題となっています。

一方、駅周辺の中心市街地では、郊外型商業施設等の立地の影響から商店街での買い物客が減少するとともに売上高も大幅に低下しています。このことから、従来から営まれてきた商業経営者等に大きな影響が生じています。

長引く景気の低迷から中小企業経営者にとっても事業経営が困難な状況が続いており、地域住民の雇用の確保に対しても厳しい時代となっています。

す。そこで、本市東部地域では、隣接する圏央道狭山日高インターチェンジの利点を生かし、企業誘致を積極的に推進することで、雇用の創出に向けた取り組みを進めるとともに、地域資源に付加価値を高めたブランドづくりを通して魅力的な地域づくりを展開し、地域経済の活性化に取り組むことも課題として挙げられます。

このことから様々な課題の解決に向けた取り組みとして、道路網の狭隘な箇所等に対する改良事業を進め、安全性の確保や利便性の向上を図り、山間地域をはじめ、市全域の至る所から市街地に通じる道路網を整備し、充実させることが本市における最も重要な課題です。

(4) 本計画により実施する取り組み

本計画により実施する事業は、豊かな自然を形成する森林の保全をはじめ、林業振興を図る観点から林道整備を推進するとともに、山間地域に暮らす人々の日常生活の維持・向上と都市住民との交流を通じた魅力的な地域づくりに取り組むため、市道整備を推進します。

はじめに、林道整備を実施することにより、森林の持つ多様な機能の回復に努めるとともに、江戸時代から良質な木材として流通してきた地元「西川材」の造林・育林や搬出を効率的かつ効果的に進め、地域ブランドとしての「西川材」の流通量の増加による林業の活性化を図ります。

また、山間地域に暮らす多くの住民が通勤や通学をはじめ、買い物、通院など、日常生活に欠かすことのできない道路網の維持・向上を図り、市道の安全性の確保や中心市街地の集客力の強化を進め、賑わいや活気を取り戻すとともに、企業誘致などによる新たな雇用の創出を図り、快適なまちの創造をめざします。

さらに、市内外の都市住民が自然とのふれあいを通じて、「ゆとり」や「やすらぎ」を求めて訪れる新たな価値観を生み出し、山間地域の持つ豊かな自然の恵みや歴史・文化、地域産業やまちづくり活動など多くの地域資源を生かした活力ある魅力的な地域づくりを図ります。

(5) 本計画による目標

- 〈目標1〉 間伐・枝打ち等による造林事業の実施面積
- ・平成17年度 163ha
 - ・平成23年度 210ha
- 〈目標2〉 交通事故件数
- ・平成17年度 491件
 - ・平成23年度 470件
- 〈目標3〉 企業誘致の推進
- 誘致企業数
 - ・平成17年度 2件
 - ・平成23年度 15件
 - 新規雇用人数
 - ・平成17年度 500人
 - ・平成23年度 2,000人
- 〈目標4〉 緊急車両の搬送時間
- 名栗地区から2次救急指定病院への搬送時間
 - ・平成17年度 32分
 - ・平成23年度 27分
- 〈目標5〉 文化施設の年間利用者数
- 市民会館利用者数
 - ・平成17年度 124,697人
 - ・平成23年度 140,000人
- 〈目標6〉 西川材の搬出量
- 素材生産実績
 - ・平成17年度 6,668 m³
 - ・平成23年度 6,700 m³

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

本市の最上位計画として位置づけている第4次総合振興計画（計画期間：

平成 18～27 年度) の将来都市像は、「共に創る 人と緑かがやくまち」と掲げ、その実現に向けて市民自らの意思と行動力、そして愛着心と誇りを共有した市民参加のまちづくりを推進し、自然環境など潜在的な地域資源の活用や、まちの活性化を図るとともに、安全で安心して暮らせる魅力的な地域づくりを推進します。

そこで、住環境基盤の根幹を成す道路網の整備は、将来都市像を具現化し、地域住民が安全で充実した暮らしを実現するために最も重要な施策の一つです。

5-2 法第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

道路整備交付金を活用する事業

【施設の種類の種類（事業区域）と実施主体】

- 市町村道 飯能市
- 林道 埼玉県、飯能市

【事業期間】

- 市町村道 平成 19 年度～平成 23 年度
- 林道 平成 19 年度～平成 23 年度

【整備量及び事業費】

- 整備量
 - ・ 市町村道 3,080m
 - ・ 林道 2,913m
- 総事業費 3,344,024 千円
 - ・ 市町村道 3,110,524 千円（うち交付金 1,555,262 千円）
 - ・ 林道 233,500 千円（うち交付金 105,250 千円）

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか「地域資源を活用した魅力的な地域づくり」を実現するために以下の事業を総合的かつ一体的に推進します。

① 森の番人事業

市有林等を将来にわたって適切に管理・活用し、林業の振興をはじめ、保健休養林・水源林としての機能をさらに発揮させることを目的に、森林・林業に関する知識・経験があり、市有林や森林の管理、施業に意欲のある市民を「飯能市森の番人」として公募し、市有林及び林道の適切な管理（枝打ち・間伐・除草）や林業体験事業などを行います。

② 山間地域振興支援事業（山間地域振興計画）

山間地域振興計画の基本理念である「地域協働→地域経営→地域福祉」の具現化を図るため、毎年度プログラムメニュー（平成 19 年度：27 支援事業）を設け、各地域がこのメニューの活用により、様々な事業が展開できるよう推進していきます。

③ エコツーリズム推進事業

自然と共存する美しい地域づくりを推進するとともに、自然・文化・人のネットワークによって発展する活力ある地域の実現をめざし、持続可能な形で自然環境に配慮しながら、里地里山の身近な自然、地域の産業や生活文化を活用した観光を楽しむエコツーリズム事業を推進し、交流人口の拡大を図ります。

④ 森林文化都市記念事業

本市では、「森林文化都市宣言」により森林文化を継承する都市として、全市を挙げて森林の重要性と森林との関わりについての理解と行動を呼びかけていくため、平成 19 年度において市民との協働により「森林文化都市宣言推進事業」を行います。

この事業をきっかけに、本市の森林文化都市創造運動を発展させ、「心豊かな人づくり」と「活力あるまちづくり」を推進していきます。

6 計画期間

平成 19 年度～平成 23 年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画期間終了後に「4 地域再生計画の目標」に示す数値目標についての達成状況を評価・公表する。また、計画期間中においては、必要に応じて事業内容の見直しを図るため、事業実施主体において整備状況等について評価・検討を行います。

8 地域再生計画の実施に際し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし